

業 務 仕 様 書（令和８年７月１日以降適用）

業務名：Ｒ８企工 吉野川北岸工業用水道 今切第一配水支管路面下空洞調査業務

（適用の範囲及び仕様書の遵守）

第１条 本仕様書は、「Ｒ８企工 吉野川北岸工業用水道 今切第一配水支管路面下空洞調査業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

（共通仕様書の適用）

第２条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 令和８年７月」、「徳島県設計業務共通仕様書 令和８年７月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 令和８年７月」に基づき実施しなければならない。

なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２ 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第３条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第４条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第５条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。ただし、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

業 務 仕 様 書（令和８年７月１日以降適用）

業務名：R 8 企工 吉野川北岸工業用水道 今切第一配水支管路面下空洞調査業務

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（W e b 会議【受注者希望型】）

- 第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b 会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「W e b 会議実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、W e b 会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

W e b 会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（W e b 検査【受注者希望型】）

- 第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b 検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「W e b 会議実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、W e b 検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

W e b 会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

- 第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

- 第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。
- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

- 第10条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。
- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設

業 務 仕 様 書 (令和8年7月1日以降適用)

業務名：R8企工 吉野川北岸工業用水道 今切第一配水支管路面下空洞調査業務

備) 計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

(委託業務箇所)

第11条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

- (1) 吉野川北岸工業用水道 今切第一配水支管：板野郡北島町中村

(業務内容)

第12条 本業務の特記事項は、別紙「特記仕様事項」に掲げるとおりとする。

(提出図書)

第13条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」に基づいて作成した成果品（正・副各1部）を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる提出を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

なお、業務写真は成果報告書内に含めてもよい。

- | | | |
|----------------|-------------------------|------|
| (1) 業務計画書 | 契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に | 2部 |
| (2) 業務成果報告書 | 業務完了検査請求日まで（完了検査用1部を含む） | 2部 |
| (3) 業務写真 | 業務完了検査請求日まで | 2部 |
| (4) 監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

(その他)

第14条 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。

2 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。

3 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任により補償しなければならない。

4 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。

(業務の完了)

第15条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって本業務の完了とする。

業 務 仕 様 書 (令和 8 年 7 月 1 日以降適用)

業務名：R 8 企工 吉野川北岸工業用水道 今切第一配水支管路面下空洞調査業務

特記仕様事項

1 総則

本業務は、徳島県企業局 吉野川北岸工業用水道 今切第一配水支管周辺の県管理道路において、路面陥没を未然に防ぐことを目的に、過去業務の結果を基にハンディ型地中レーダ探査装置及びスコープ調査機材による詳細調査を実施し、路面下の詳しい状況を把握するものである。

2 業務対象箇所

本業務における空洞調査は、次のとおり予定している。

- ・ 吉野川北岸工業用水道 今切第一配水支管 板野郡北島町中村 6 か所

なお、調査位置の詳細は別紙「調査位置図」に示すとおりとする。ただし、調査箇所及び時期については、契約後速やかに監督員と協議して決定することとし、本業務の履行中に上記以外の調査箇所が発生した場合は、監督員の指示によるものとする。

3 業務内容

本業務における業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 打合せ

本業務における打合せは、着手時 1 回、中間 1 回、成果納品時 1 回の計 3 回とし、全ての打合せに管理技術者が立ち会うものとする。

(2) 計画準備・現地踏査

受注者は、契約後速やかに本業務の目的及び趣旨を十分に把握し、設計図書の内容を確認した上、技術的方針や作業工程を定めた業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。また、受注者は調査範囲における車道の状況、調査における障害物など、沿道周辺の概況を事前に把握及び確認しなければならない。

(3) 関係機関協議

受注者は、所轄警察署と協議を行い、調査時の交通規制について道路使用許可申請手続きを行うものとする。また、受注者は調査区域内の地下埋設物の有無について事前確認を行うものとし、埋設物が存在する場合は当該管理者と協議を行い、詳細な位置や深さ等の事前確認を行うものとする。

(4) ハンディ型地中レーダ探査装置及びスコープ等による調査・解析

ハンディ型地中レーダ探査装置等を用いて空洞の可能性のある箇所（以下、空洞箇所）について縦・横断方向の広がり調査・解析する。空洞深さ及び厚さは、路面を削孔した上でスコープ調査にて確認を行うが、その際コア等を採取し、空洞箇所内部及び削孔内断面を撮影し、柱状写真撮影する。

なお、地中レーダ調査には監督員等が立会する場合があるので、調査実施日の調整を行うこと。

使用するハンディ型地中レーダ探査装置、スコープ調査機材は下記に示す性能と同等以上のもの

のとし、事前に各性能を確認できる資料を監督員に提出した上、承諾を得なければならない。

○ハンディ型地中レーダ探査装置

- ・探査深度：1.5m以上
- ・探査能力：縦 50cm×横 50cm×厚さ 10cm 以上の空洞が検知できるもの

○スコープ調査機材（孔内撮影機材）

- ・360 度の全孔壁断面を撮影できるもの
- ・路面から空洞終端部まで連続的にカラー撮影・記録し、柱状写真を作成できるもの

また、空洞が発見された場合空洞周辺の地形、環境及び採取コア等を踏まえてその原因を類推すること。

4 作業区分

調査作業は、昼間に実施することを予定しているが、関係機関等との協議により夜間作業に変更する必要がある場合は、監督員との協議の上方針を決定することとする。

5 諸手続

関係官公庁その他に対する、業務履行のために必要な手続きは、原則として受注者において処理しなければならない。

6 調査報告

- (1) 受注者は、調査実施作業報告を作成するものとする。内容は次に示す項目とし、実施後速やかに監督員に報告を行うものとする。

- ・実施日
- ・実施内容
- ・実施箇所（路面、距離等も記載）
- ・特記事項等必要事項

なお、受注者は路上で作業する場合は、実施前後に作業内容等を明記した書面を FAX 又は電子メールにて監督員に送付するものとする。

- (2) 調査結果により緊急の対応が必要と思われる箇所があった場合は、速やかに監督員等に報告し、指示を受けるものとする。

7 安全管理

受注者は、業務の履行に当たり、交通状況に応じて各関係機関と必要に応じ緊密な連絡を取り、業務実施中の安全確保に努めるものとする。

8 成果品

受注者は、調査目的、調査方法及び調査結果等を収録した報告書を提出しなければならない。

なお、報告書の大きさは A4 判（縦）のチューブファイル綴じとする。